

- 九号)
同(中島巖君紹介)(第一八二〇号)
同(中原健次君紹介)(第一八二二号)
同(西村力弥君紹介)(第一八二三号)
同(松平忠久君紹介)(第一八二四号)
同(柳田秀一君紹介)(第一八二五号)
同(山中吾郎君紹介)(第一八二五号)
旧軍人恩給の加算制復元に関する請願外二件(石坂繁君紹介)(第一五六九号)
同(小川平二君紹介)(第一五七〇号)
同(福永一臣君紹介)(第一五七一号)
同外二件(大久保武雄君紹介)(第一六四〇号)
同(川崎末五郎君紹介)(第一六四一号)
同(前尾繁三郎君紹介)(第一六四二号)
同外二件(渡海元三郎君紹介)(第一七五〇号)
同(岡本茂君紹介)(第一七五一号)
同(原健三郎君紹介)(第一七五二号)
同外二件(坊秀男君紹介)(第一七五三号)
建国記念日制定に関する請願(菊池義郎君紹介)(第一五七二号)
同外十七件(富田健治君紹介)(第一五七三三三)
同外八件(原田憲君紹介)(第一五七四四号)
同(福家俊一君紹介)(第一五七五号)
同外六件(前田正男君紹介)(第一五七六号)
同(松岡嘉兵衛君紹介)(第一五七七号)
同外二件(橋本正之君紹介)(第一六三八号)
同外三件(野田卯一君紹介)(第一六三九号)
- 同外八件(押谷富三君紹介)(第一七四〇号)
同外四件(簡牛九夫君紹介)(第一七四一四号)
同外五十八件(菅野和太郎君紹介)(第一七四二四号)
同外三件(久野忠治君紹介)(第一七四三三三)
同外二百二十九件(額綱彌三君紹介)(第一七四四四号)
同外九件(進藤一馬君紹介)(第一七四五五号)
同(渡海元三郎君紹介)(第一七四六四号)
同外三十二件(中村幸八君紹介)(第一七四七四号)
同外九件(野田武夫君紹介)(第一七四八八号)
同外三件(古川文吉君紹介)(第一七四九四号)
建設省地理調査所定員外職員の定員化に関する請願(倉成正君紹介)(第一五九三三三)
同(竹内俊吉君紹介)(第一五九四四号)
同(丹羽兵助君紹介)(第一五九五五号)
同(飛鳥田一雄君紹介)(第一五六七号)
同(神近市子君紹介)(第一六七二四号)
同(島口重次郎君紹介)(第一六七三三三)
同(山中日露史君紹介)(第一六七四四号)
同(神近市子君紹介)(第一八〇九号)
同(千葉三郎君紹介)(第一八一〇号)
としよりの日を国民の祝日に制定の請願外十件(橋本龍伍君紹介)(第一六〇一四号)
同(星島二郎君紹介)(第一六〇二四号)
駒ヶ根市の寒冷地手当増額等に関する

る請願(小川平二君紹介)(第一六〇三三三)
奄美群島行政分離期間中の恩給年限通算に関する請願(保岡武久君紹介)(第一六〇四四号)
寒冷地手当増額に関する請願(石山權作君紹介)(第一七一四四号)
同(栗林三郎君紹介)(第一七一五五号)
同(石山權作君紹介)(第一八四二二二)
農地被買収者問題調査会設置法案反対に関する請願外一件(阪上安太郎君紹介)(第一七一六四号)
同(阪上安太郎君紹介)(第一八四三三三)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○福田委員長 これより会議を開きます。
建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を許します。中村時雄君。

○中村(時)委員 先般までに大体この問題の付帯的な問題、あるいは機構の問題、また目的についてお尋ねをしたわけでありましたが、まだまだその内容の中で、いろいろな問題がありますので、きょうは電気の部面に対する問題、それから手続の問題、補償の問題、このような方向に進めていきたいと考えているわけでありまして、きょうは電気の方の局長も来ていらっしゃるもので、まず電気の問題を一、二お聞き

いたします。
まず第一に、土地収用法の第三条に、これは読めば非常に長いことになってきますから、おそろくごらんになっていこうと思っておりますので、全文は読み上げませんが、こういうことが書いてあります。公共の利益となる事業の規定には、公共的な目的を持てているが、法律の形式上では国または地方公共団体及び公社とは異なっており、法的には一般の株式会社と同列のものが含まれている、このように私は見受けられるわけですが、そこで法的という問題を取り上げた場合に、国または地方公共団体あるいは公社というものが中心であって、一般の営利会社、すなわち株式会社と同列になっておるということに対して、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きしておきたい。

○小室政府委員 これは電気事業が国民生活にとっても必需品であり、また産業に動力原料を供給する基礎産業である。従いまして一般の私企業と異なっており、電氣に関する臨時措置法で運用しております。公益事業令によって、全面的に政府の監督に服しておる。料金ももちろんのこと、施設面その他についても非常に大きな制約をこうわっておりますが、これは公益事業の特質から、公共の利益に合致するように事業は運営されなければならない。そういう要請から出ておることでありまして、従いまして土地収用法に、政府、公共団体と並んで電気事業会社が対象になっておるといふふうに了解しております。

○中村(時)委員 まことにその通りに表面的には見えるわけなんです、しかし私はその立法上の公益を目的とするものと予想されておるところのこの規定の中に同列に取り扱うということ、これは読めば非常に長いことになってきますから、おそろくごらんになっていこうと思っておりますので、全文は読み上げませんが、こういうことが書いてあります。公共の利益となる事業の規定には、公共的な目的を持てているが、法律の形式上では国または地方公共団体及び公社とは異なっており、法的には一般の株式会社と同列のものが含まれている、このように私は見受けられるわけですが、そこで法的という問題を取り上げた場合に、国または地方公共団体あるいは公社というものが中心であって、一般の営利会社、すなわち株式会社と同列になっておるということに対して、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きしておきたい。

○中村(時)委員 では公債であるとか、あるいは株の値段が非常に暴騰しているとか、そういういろいろな経済的な現象に対してはいずれあとからお尋ねすることにして、私の言っていることは、たとえば電氣にしても、ガスにいたしましても、その目的が公共であるという、そこまではいいのです。ところがそれから先になってくると、現実の問題としては、でさ上がつてしまったら、利益を得ることにはほとんど主体がなっているのじゃないかというふうに考えられてくるわけなのです。

その問題に関しては、いずれあとから資料なりいろいろな問題で御検討願いたい、こう思っております。

そこで私はそのような実例を言いました。が、事実卑近なところにもあるわけです。今私が言ったことが、どういうふうなその利益の内容の一部分に当てはまるかということをおなたに知らせておきたい。同時にあなたも知っていらつしやると思うことは、たとえば愛媛県下において、私、調査した結果を見ますと、こういうことになっているのです。大体百五十軒を対象にしてやってみたわけですが、そうすると契約関係としてその実態がどうなっているかという、そこでその電力会社と承知しているものがそのうちわずか五・一％です。それから全然何も知っていない者がどれくらいかという、九四・九％です。それからこの補償の関係はどうなっているかといいますと、要するに土地の上に電線を引くわけですが、そのときの工事にあたってどういうふうになっているかといいますと、工事にあたって当事者に対する会社の態度はどうかといえば、了解をとりに来たものが一〇・二％、それから全然来ないものが八一・一％、そういう関係も何も知らないという農民が七・七％、だから実際には八九・八％は何も知らないということと同じです。会社は何も対象にしていなかった。ただ部分的にそう動いただけの話です。また高圧線下の土地使用料はどうなっているかという、もらっているものはわずか五・二％です。もらっていないものが九四・八％です。これはよく頭に入れておいていただきたい。それからまた踏み荒らし料、要す

るに麦畑とかいろいろなところを踏み荒らしてやるわけですが、その踏み荒らしに対して補償契約の成立を主張しているように伝えられております。自分のところでは補償を払っているのだからけれども、実際には今言ったような状態を払っておられない。払っておられないということは何を意味しているかというと、その農民の持っているところの私有権というものを完全に軽視している状態になってはいはないか、私けそういうふうに思っておる。だからそういう点もあわせてよく考えておいていただきたい。それで今の実態に關しまして、愛媛県におきまして非常に問題になったこと、これはあなた方御記憶があると思う。そういう場合、あなた方はどういうお考えを持っておるか。さっき言ったように公共を目的とすると言いつながら、実際の利益をいろいろ出してくる。その原因の一つの中には、こうやって農民の中から非常に大きな犠牲を払わしながら、実際に取上げているということも言い得ると私は思う。そういう点に關してあなた方は、会社にどういう考え方を持っていらっしゃるか。あなた方は今りっぱなお言葉を使われましたが、現実の問題としてこういう問題があるわけだ。それに対してはどういう処置、あるいはどういう考え方を持っていらっしゃるかをお聞きしておきたい。

○小室政府委員　愛媛県の事例も、相当問題がありましたからある程度承認しておりますけれども、全国的に申しまして、実は高圧線下の補償をやっている事例はむしろ少ないのであります。これは事実だから申し上げるわけ

であります。これは一つは、高圧線の線下において山林等がある場合に、伐採をときどきしなければならぬというような現実の実害があります。一般の農耕地でありますと、鉄塔が据え付けられている場所、これは論外であります。が、線下にあるということだけで、どれだけ実害があるかということについては若干の議論はありますが、あまりないという方に傾いているわけであります。そういうような実情から、従来は線下補償というものは、特に農地が宅地になるとか、そういう可能性の多い地域については、その下に住宅は建てられませんか、そういう意味で別の問題が生じておりますけれども、一般の補償の対象としては、線下の補償ということは従来は実はあまり行なわれていなかった。従いまして愛媛県の事例においても、線下という問題になりまして、かなりそういった事例があったと思います。それから実害がある場合には、いつでもこれを補償するということのような話し合いになっております。大体近ごろの場合は、何か害が起これば、それは必ず適当な補償を起すというように話し合いが行なわれていることも、むしろ例が多いのであります。ところで、送電線あるいは配電線でもそうでありますが、それらの関係者に、できるだけ心持よく土地を提供してもらおうというような意味で、補償をたくさんやれば、それは一面大へんけつこうだと思えますけれども、他面それが電気のコストにはね返りますので、やはり公営のために運営する電気事業というものの性格といたしまして、補償の面だけを手厚くするとい

うことだけを考えられない面があります。関係者の間には、相当の補償をしても実は不満があるであらましようし、いわんや補償してないところにはいろいろな不満があることは承知しておりますけれども、この辺は適当なバランスを考えて処理しなければならぬというふうに考えております。そうなる、具体的な事例についての個々の話し合いの結果、まとまった線というようなことに落ちつくのは現実の姿でございます。それが実情でございます。また急速にこれをどうこうという線がなかなか打ち出しにくいというのが、私どもの実際の立場でございます。

○中村（時）委員　ということば、たとえばあるところでは先ほど言ったようにもらっている、あるところではもらっていない。しかも原則として公共事業であるからというので、有利な立場だけはとらせていただく。それはほんととこのところ農民の立場からいう場合には、私は問題が起こつてくると思う。これが地域的に見た場合、たとえば関東と四国、九州、こういうことになってくると連絡がとれない。そのために小さな一部分においてすらも、今言ったような補償をもらっているところと、もらっていないところがあるわけだ。そうするとかえって分化を非常に激烈にして、農民間の中で問題を起こさすようなおそれが出てくるわけです。これは御承知の通りだと思ふ。そういうことに關して、少なくとも基本的にあなた方が今言つたような公共のものというような立場をとらしている以上は、またそれに有利な条件を与えている以上は、そういう補償というよ

うな問題に關しても、ある程度の基本線だけは考えなければならぬところにかけているのではないかと私は思う。それに對してあなた方も同様な意見を持っていていらっしゃるかどうか、その点をお聞きしておきたい。

○小室政府委員 補償問題につきましては、関係者に対し適正な補償をするということが必要でありますけれども、実は他面から申すと、そちらの御質問に對して議論をするわけではありませぬけれども、相当法外の補償を要求されて、電気会社として非常に困るような場合も間々あるわけでございます。ですから被害者に対して補償を適正にやらなければならぬことは当然であります。また同時にあまりに不当な補償を要求せられないような態勢になることが望ましいわけでございますから、両面をはかる意味で制度を合理化する必要が非常にございます。昭和三十三年の八月に、私もそういうことを研究する目的で補償問題研究会などというものを省内に設けて、実はいろいろ過去の事例も当たり、理屈の上でもどうこうしたらいいということを非常に議論を重ねておりますけれども、ただ先ほど申したように、これはなかなか一律の理屈でもって処理できない面があるものでありますから、まだ十分な結論を得ておらない、そういう段階であります。

○中村(時)委員 たとえば農民の方では一つの交渉団体というものも、今のところはないのです。労働組合ならあります。しかし労働組合がかかる場合も、こんなことを言っているのかと思ひますけれども、たとえば二カ月分なら二カ月分よこせといつて一・八カ月

分でおさまる場合もあるし、いろいろな問題があるわけですが、それは正規の交渉団体としての一つの方向が確立されているからなんです。スト権の問題にしても、団体交渉権の問題にしても、そういう一つの権利がある。ところが農民はそういうものはない。だからあなた方が自分の勝手な方向に物事の最終段階を取り上げるような状態になつてきやすい。そこであなた方がそういう今言ったような補償に對するところのいろいろな研究機関を設けてどうしようということはけっこうだと思ふ。また一方から見れば、確かに補償は自分たちのより以上の要求をするところもあるでしょう。また会社側としてはより下回るようにもの考え方を打ち出すということもあるでしょう。そういうことを考えていった場合に、たとえばそれらに伴うところの調査会を作るなり、あるいは交渉をするところの對象を、ブルを作つていって話し合いをさす、そういうようなものを作るなり、いろいろな方法があると思うのです。しかしそのことは、問題として、各々がアンバランスになつてい

ば、この研究は一つも意味をなさないう。そこで一つの用途をどの程度に置いて大体考えていられしやるかをお聞きしておきたい。

問題に關しまして、昭和三十四年九月の決算期にあたり公表してあります。その公表の中を見ますと、東京電力が十六億一千万円、それから中部電力が九億一千万円、北陸電力が九億一千万円、関西電力が十一億七千万円、中国電力が六億四千九百万円、四国電力が二億六千万円、九州電力が八億八千万円、すなわちこれは四月から九月分の間になつております。そうすると全体を見ても八十億程度の利益が上がつておる。そうでしょう。そういたしますとこれらの利益は上がる。公共団体だといつて有利な立場をとつておるけれども、そのことが可決されるやいなや、今度は利益会社になつてくるわけなんです。その利益会社に対して、結果においてそういう擁護の仕方というものがあつかうか。それからもう一つは、そういう利益が自然現象として行なわれてくるならば、今言ったように土地収用法の中に一般の公共事業体として、それを同列に作つていくことがいかに悪いか、そういう問題が起つてくるわけなんです。

そこで今長官がいらつしやいましたので、長官にお尋ねしたいのは、先ほど私がちよつとお尋ねしたのは、先ほど長官いらつしやなかつたのですが、そのような名目的には、確かに立法上からいくと公益といふことの打ち出しをしていくけれども、それができ上がつてしまつと、結果においては今言ったような利潤を追求するやうな方向が出てくる。実際に利潤がこれだけ出てる、こういう結果が出てくるわけなんです。——いいですか、こつちの話が済んでからよくお聞きになつても

けつこうです。何も時間をあせつておはしませんから……。そこで同列に取り扱ふといふか、そういうことがはたして正しいかどうか、そういうやうな私企業の会社の、そういう利益配分のうんとあるやうなところをこの土地収用法の中において、公共の事業といふ目的のために、公共の利益になるからといふことによつて、どう言いますか、公社とあるいは国が直営しておるやうなところと、同列系統に置いていく必要があるかどうかという問題が起つてくるわけなんです。その点に關してどういふようにお考えを持っておりますか。ゆっくり相談して下さい、これはけっこうです。——私の言うのは、こういうことを言つていふのです。これは反對になりますけれども、では私の方から説明します。土地収用法の第三條に、公共の利益とする事業の規定は、公共の目的を保持するけれども、法律の形式上では国または地方公共団体及び公社と異なつて、一般の電力会社とかガス会社だとか、そういうものが入つてゐるわけなんです。これは第三條を読まれたらわかります。わからなかつたら全部読み上げますが、私はおわかりだと思つて、あなたもその勉強はしていらつしやと思ふから申さないだけなんです。そういうことが出てゐるわけなんです。そこで一般の公共といふことを目的にしておきながら、その事業がいよいよ着手されてしまつた結果においては、たとえば電気会社なんかは膨大な利益を持つてゐるわけなんです。今四月から九月までが八十億くらいあると

利益が出ておるわけですね。そういうやうな土地収用法、あるいは今度調査会ができて、たとえば法案を変えようといふやうな場合においても、依然としてその中に入れるかどうかということをお私に質問しているわけなんです。——それはあなたの考えです。事務局の考えではない。

○福田(篤)政府委員 御質問の趣旨は、おそらく所管の關係から申しまして建設大臣または通産大臣から答弁を聞いていただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 この問題はそれでけっこうです。ただしあなたも内閣の重要なポストを占め、将来大物になるやうといふやうな人物なんです。その方が、ともかく内閣の行政官の長なんです。それで、その委員会で提案されてゐるものならば、そのくらいのことは今後は勉強しておいてもらいた

い。そのことだけを申し上げて、そのことは了解いたします。

それでは次に手続の問題に入つていきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 関連して、通産省の公益事業局長に一つだけ御質問をいたしますが、ただいま同僚中村委員から出ましたように、高圧線その他の補償の問題、これは全国的な問題になつてゐる。電力会社も通産省の方も、これに對する科学的な調査といふものは、今まで權威ある調査をやつてゐるのですか。やつて、もしもまともた

らその資料を出していただきたい。今までわれわれがいろいろとあちこちの実例にぶつかった範圍においては、ほとんど科学的な調査をしておらない。

分でおさまる場合もあるし、いろいろな問題があるわけですが、それは正規の交渉団体としての一つの方向が確立されているからなんです。スト権の問題にしても、団体交渉権の問題にしても、そういう一つの権利がある。ところが農民はそういうものはない。だからあなた方が自分の勝手な方向に物事の最終段階を取り上げるような状態になつてきやすい。そこであなた方がそういう今言ったような補償に對するところのいろいろな研究機関を設けてどうしようということはけっこうだと思ふ。また一方から見れば、確かに補償は自分たちのより以上の要求をするところもあるでしょう。また会社側としてはより下回るようにもの考え方を打ち出すということもあるでしょう。そういうことを考えていった場合に、たとえばそれらに伴うところの調査会を作るなり、あるいは交渉をするところの對象を、ブルを作つていって話し合いをさす、そういうようなものを作るなり、いろいろな方法があると思うのです。しかしそのことは、問題として、各々がアンバランスになつてい

は、この研究は一つも意味をなさないう。そこで一つの用途をどの程度に置いて大体考えていられしやるかをお聞きしておきたい。

問題に關しまして、昭和三十四年九月の決算期にあたり公表してあります。その公表の中を見ますと、東京電力が十六億一千万円、それから中部電力が九億一千万円、北陸電力が九億一千万円、関西電力が十一億七千万円、中国電力が六億四千九百万円、四国電力が二億六千万円、九州電力が八億八千万円、すなわちこれは四月から九月分の間になつております。そうすると全体を見ても八十億程度の利益が上がつておる。そうでしょう。そういたしますとこれらの利益は上がる。公共団体だといつて有利な立場をとつておるけれども、そのことが可決されるやいなや、今度は利益会社になつてくるわけなんです。その利益会社に対して、結果においてそういう擁護の仕方というものがあつかうか。それからもう一つは、そういう利益が自然現象として行なわれてくるならば、今言ったように土地収用法の中に一般の公共事業体として、それを同列に作つていくことがいかに悪いか、そういう問題が起つてくるわけなんです。

そこで今長官がいらつしやいましたので、長官にお尋ねしたいのは、先ほど私がちよつとお尋ねしたのは、先ほど長官いらつしやなかつたのですが、そのような名目的には、確かに立法上からいくと公益といふことの打ち出しをしていくけれども、それができ上がつてしまつと、結果においては今言ったような利潤を追求するやうな方向が出てくる。実際に利潤がこれだけ出てる、こういう結果が出てくるわけなんです。——いいですか、こつちの話が済んでからよくお聞きになつても

けつこうです。何も時間をあせつておはしませんから……。そこで同列に取り扱ふといふか、そういうことがはたして正しいかどうか、そういうやうな私企業の会社の、そういう利益配分のうんとあるやうなところをこの土地収用法の中において、公共の事業といふ目的のために、公共の利益になるからといふことによつて、どう言いますか、公社とあるいは国が直営しておるやうなところと、同列系統に置いていく必要があるかどうかという問題が起つてくるわけなんです。その点に關してどういふようにお考えを持っておりますか。ゆっくり相談して下さい、これはけっこうです。——私の言うのは、こういうことを言つていふのです。これは反對になりますけれども、では私の方から説明します。土地収用法の第三條に、公共の利益とする事業の規定は、公共の目的を保持するけれども、法律の形式上では国または地方公共団体及び公社と異なつて、一般の電力会社とかガス会社だとか、そういうものが入つてゐるわけなんです。これは第三條を読まれたらわかります。わからなかつたら全部読み上げますが、私はおわかりだと思つて、あなたもその勉強はしていらつしやと思ふから申さないだけなんです。そういうことが出てゐるわけなんです。そこで一般の公共といふことを目的にしておきながら、その事業がいよいよ着手されてしまつた結果においては、たとえば電気会社なんかは膨大な利益を持つてゐるわけなんです。今四月から九月までが八十億くらいあると

利益が出ておるわけですね。そういうやうな土地収用法、あるいは今度調査会ができて、たとえば法案を変えようといふやうな場合においても、依然としてその中に入れるかどうかということをお私に質問しているわけなんです。——それはあなたの考えです。事務局の考えではない。

○福田(篤)政府委員 御質問の趣旨は、おそらく所管の關係から申しまして建設大臣または通産大臣から答弁を聞いていただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 この問題はそれでけっこうです。ただしあなたも内閣の重要なポストを占め、将来大物になるやうといふやうな人物なんです。その方が、ともかく内閣の行政官の長なんです。それで、その委員会で提案されてゐるものならば、そのくらいのことは今後は勉強しておいてもらいた

い。そのことだけを申し上げて、そのことは了解いたします。

それでは次に手続の問題に入つていきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 関連して、通産省の公益事業局長に一つだけ御質問をいたしますが、ただいま同僚中村委員から出ましたように、高圧線その他の補償の問題、これは全国的な問題になつてゐる。電力会社も通産省の方も、これに對する科学的な調査といふものは、今まで權威ある調査をやつてゐるのですか。やつて、もしもまともた

らその資料を出していただきたい。今までわれわれがいろいろとあちこちの実例にぶつかった範圍においては、ほとんど科学的な調査をしておらない。

分でおさまる場合もあるし、いろいろな問題があるわけですが、それは正規の交渉団体としての一つの方向が確立されているからなんです。スト権の問題にしても、団体交渉権の問題にしても、そういう一つの権利がある。ところが農民はそういうものはない。だからあなた方が自分の勝手な方向に物事の最終段階を取り上げるような状態になつてきやすい。そこであなた方がそういう今言ったような補償に對するところのいろいろな研究機関を設けてどうしようということはけっこうだと思ふ。また一方から見れば、確かに補償は自分たちのより以上の要求をするところもあるでしょう。また会社側としてはより下回るようにもの考え方を打ち出すということもあるでしょう。そういうことを考えていった場合に、たとえばそれらに伴うところの調査会を作るなり、あるいは交渉をするところの對象を、ブルを作つていって話し合いをさす、そういうようなものを作るなり、いろいろな方法があると思うのです。しかしそのことは、問題として、各々がアンバランスになつてい

は、この研究は一つも意味をなさないう。そこで一つの用途をどの程度に置いて大体考えていられしやるかをお聞きしておきたい。

問題に關しまして、昭和三十四年九月の決算期にあたり公表してあります。その公表の中を見ますと、東京電力が十六億一千万円、それから中部電力が九億一千万円、北陸電力が九億一千万円、関西電力が十一億七千万円、中国電力が六億四千九百万円、四国電力が二億六千万円、九州電力が八億八千万円、すなわちこれは四月から九月分の間になつております。そうすると全体を見ても八十億程度の利益が上がつておる。そうでしょう。そういたしますとこれらの利益は上がる。公共団体だといつて有利な立場をとつておるけれども、そのことが可決されるやいなや、今度は利益会社になつてくるわけなんです。その利益会社に対して、結果においてそういう擁護の仕方というものがあつかうか。それからもう一つは、そういう利益が自然現象として行なわれてくるならば、今言ったように土地収用法の中に一般の公共事業体として、それを同列に作つていくことがいかに悪いか、そういう問題が起つてくるわけなんです。

そこで今長官がいらつしやいましたので、長官にお尋ねしたいのは、先ほど私がちよつとお尋ねしたのは、先ほど長官いらつしやなかつたのですが、そのような名目的には、確かに立法上からいくと公益といふことの打ち出しをしていくけれども、それができ上がつてしまつと、結果においては今言ったような利潤を追求するやうな方向が出てくる。実際に利潤がこれだけ出てる、こういう結果が出てくるわけなんです。——いいですか、こつちの話が済んでからよくお聞きになつても

けつこうです。何も時間をあせつておはしませんから……。そこで同列に取り扱ふといふか、そういうことがはたして正しいかどうか、そういうやうな私企業の会社の、そういう利益配分のうんとあるやうなところをこの土地収用法の中において、公共の事業といふ目的のために、公共の利益になるからといふことによつて、どう言いますか、公社とあるいは国が直営しておるやうなところと、同列系統に置いていく必要があるかどうかという問題が起つてくるわけなんです。その点に關してどういふようにお考えを持っておりますか。ゆっくり相談して下さい、これはけっこうです。——私の言うのは、こういうことを言つていふのです。これは反對になりますけれども、では私の方から説明します。土地収用法の第三條に、公共の利益とする事業の規定は、公共の目的を保持するけれども、法律の形式上では国または地方公共団体及び公社と異なつて、一般の電力会社とかガス会社だとか、そういうものが入つてゐるわけなんです。これは第三條を読まれたらわかります。わからなかつたら全部読み上げますが、私はおわかりだと思つて、あなたもその勉強はしていらつしやと思ふから申さないだけなんです。そういうことが出てゐるわけなんです。そこで一般の公共といふことを目的にしておきながら、その事業がいよいよ着手されてしまつた結果においては、たとえば電気会社なんかは膨大な利益を持つてゐるわけなんです。今四月から九月までが八十億くらいあると

利益が出ておるわけですね。そういうやうな土地収用法、あるいは今度調査会ができて、たとえば法案を変えようといふやうな場合においても、依然としてその中に入れるかどうかということをお私に質問しているわけなんです。——それはあなたの考えです。事務局の考えではない。

○福田(篤)政府委員 御質問の趣旨は、おそらく所管の關係から申しまして建設大臣または通産大臣から答弁を聞いていただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 この問題はそれでけっこうです。ただしあなたも内閣の重要なポストを占め、将来大物になるやうといふやうな人物なんです。その方が、ともかく内閣の行政官の長なんです。それで、その委員会で提案されてゐるものならば、そのくらいのことは今後は勉強しておいてもらいた

い。そのことだけを申し上げて、そのことは了解いたします。

それでは次に手続の問題に入つていきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 関連して、通産省の公益事業局長に一つだけ御質問をいたしますが、ただいま同僚中村委員から出ましたように、高圧線その他の補償の問題、これは全国的な問題になつてゐる。電力会社も通産省の方も、これに對する科学的な調査といふものは、今まで權威ある調査をやつてゐるのですか。やつて、もしもまともた

らその資料を出していただきたい。今までわれわれがいろいろとあちこちの実例にぶつかった範圍においては、ほとんど科学的な調査をしておらない。

さつきお話のあったように、高圧線下においてはたして減収になるかならないかといういろいろの議論のあることは、われわれも承知しておる。しかし大体において、農民の経験的な事実から言いますと被害があります。ものによつて違いますけれども、減収になつておる。そういう点について、少なくとも農林省その他としっかり連携をとつた科学的な調査をいまだかつてしたことがあつたかどうか。今までわれわれは不幸にしてしたということを聞いておらない。またその調査をしたならば、その結果は一つ資料として出してもらいたい。それでなければ、一年後には解決するなんて言つても、この解決というものは要するに、主として電力会社の利益を中心としたいかげんな解決になる危険性が非常に多いと思う。ですから繰り返して申しますが、ほんとうに權威のある科学的な調査をしたのかどうか。もしして結果があるとするならば、その結果をここで資料として公表して出してもらいたい。この二点はどうかということだ。

○小室政府委員 先ほど申し上げたように、補償問題について理論的、實際的な研究を三十三年の八月からやり始めておりますが、その中でお尋ねの線下の補償の問題は特にむずかしい問題でもありますので、実は大学の先生、あるいは農事試験場の関係、こういうようなところの中立的な学識経験者の意見も徴しながら、各電力会社でもいろいろな具体的な事例について研究を重ねております。現在調査中でありまして、その結果が出て参りますれば、今の補償の一般の問題とあわせて、できるだけ早い機会に結論を出したいと思ひますけれども、ただ冒頭に申したように、実はこれはなかなか簡単に割り切れた結論の出にくい問題であるということも事実でありますので、今後できるだけ詰めて参りたいということをお願いいたします。

○久保田(豊)委員 今のお答えの中で、おかしいと思うのです。補償を出す方の電力会社が学者なんか協力して調査して、はつきりした結論が出るはずがないじゃないですか。政府が責任を持つて、通産省なり農林省なりがはつきり責任を持つて、学識経験者なりなんなりがやつて調査をするならまだしも、電力会社にやらして、それに学識経験者、御用学者が、しかもほんとうの調査でなくて、意見を徴する程度の程度で問題が片づくはずはないじゃないですか。はつきり通産省なり農林省なりその他の関係官庁で、ほんとうに權威の持てるような調査機構を作つて、現地の実態をはつきり把握してやるというなら話はわかる。ところが今のお答えではそれと全く逆で、そういう線下補償その他の問題になるべく安く、いかげんに踏み倒しをしようとする資料を作るのは、結論を聞かなくてもわかつてゐる。そういう意見もありません。よく電力会社等どこでこの大学の先生の意見を聞いたら、被害がないそうだ、だから払わない、そういうことを言つておるじゃないですか。そういうことをまとめてみて、何にもならない。だからここでお願いしたいことは、少なくとも通産省は農林省なりと一つはつきり打ち合わせをして、電力会社と一面において離れたはつきりしたこれに対する科学的な調査、こういうものをする意図があるのかないのか。その調査の結果を早急に発表する意図があるのかないのか。この二点をあらためてお伺ひしておきます。

○小室政府委員 ただいまの問題を含めて補償の問題については調査を進める順序がございまして、いづれ通産省の考え方がまゝとすれば企画庁に持つていき、企画庁と意見調整をするという段階になつて参ります。従いまして単に電力会社の調査だけをやるのみにすることではないということをお願い上げておきます。

○中村(時)委員 今公益局長は調査をするとおっしゃいましたが、三十三年八月からもうすでに現実に発足をしておるわけですか。そこでそういうような機構の構成、それからメンバー、そういうものは一体どういふふうになつておるのですか。

○小室政府委員 これは実は変な話ですが、私が委員長で内部でもつていろいろ従来の資料を集めて、そして研究しておるということでありまして、
○中村(時)委員 そうすると経費はどういふふうにしておりますか。
○小室政府委員 これは役所の人間を主として使つて、それから外の人にも資料を出してもいい、それから知恵も借りるということでもあります。
○中村(時)委員 役所の人間を主として使つて資料を出してもいいというところになると、資料を出してもいい対象というものはどういふところに重点を置いておるのですか。
○小室政府委員 これは電気関係の研究所のようなものもあります。それから具体的な事例についてはむろん電力

会社からも電源開発株式会社からも取つております。

○中村(時)委員 そうするとその重点は電力会社なりあるいはそれに付帯するところの研究所なりとすれば、農民の実験の経験からくるところの問題であるとか、そういうような問題が全部ないがしろになつてしまつて、先ほど久保田委員の言つたようないろいろな疑義が生まれてくる、私はそう思うのです。だから当然その問題はもう少し大きく幅をとつて、たとえば農地問題に關しましては農林省であるとか、そういう厳然たるものにしてはつきりした態度をとられる意思を持つておるかどうか。

○小室政府委員 先ほど申したように、これは私どもの案がでますと経済企画庁の方に移して、そこで企画庁との間で十分討議してもらつたような段階にもなります。まず私どもの腹がまだえを作りたいということをやつておるわけですか。

○中村(時)委員 だからその腹がまだえを聞いておるわけですか。あなた方がそういう考え方を持つて、ほんとうにはつきり打ち出してみよというならば、働き方が違ふわけですか。ただ今言つたように電力会社の研究機関であるとか、あるいは会社からそういう資料だけをもらつて、そしてそれによつて結論をつけるということになれば、非常に疑義を持つてくる。そこであなた方が農林省であるとかあるいは試験場であるとか、そういうようなところからの資料も同様に提出してもらつて、そういうあなたの方の腹がまだえをきめるといふならまた別ですけれども、そういうことを度外視しておつて、た

だ一方的な事業関係のみに片寄つた資料をもつて、そうして結論をつけていこうということになれば、それ以外にはあなた方はわからないのだから、あなたの方の腹がまだえはつきりしてゐる。そうでしょう。だからあなたの方の腹がまだえは、そういうようなところまで多角的に考へていこうとして、そして一つの基本を作ろうとしておるのか。すなわち企画庁に持つていって、必ず農林省やそういうものを入れて、別の角度から全体の問題とにらみ合せて取り上げようとしておる腹がまだえを持つてゐるのか、そのことをお聞きしてゐるわけですか。

○小室政府委員 先ほどから申してあります通り、企画庁に持つていって、そこで関係各省の意見を十分反映させ、そして政府としてこういう方向に進むべきだという進路が見出されれば、一番けつこうだと考へておるわけでありまして、決して各省の意見を排除して、私どもの立場だけで考へておるわけではございません。また今まででも、実はわかつておる限りにおいては各省の意見等も参酌してやつております。

○久保田(豊)委員 今の点に連関して通産省の当局にお尋ねするわけですが、通産省としては、企画庁を経由してもよろうし、あるいは直接でもいいのですが、高圧線あるいはダム等による農林関係や水産関係の被害について、農林省に対して正規にこれの調査の要求なり、依頼なり、あるいは交渉をしたことがありませんか。また農林省がそれに基づいて正規にこの問題を取り上げて、本格的な調査をしたことがありませんか。あつて、その結果が企画

庁を通ずるなり、あるいは直接なりにあなたの方へ行つたことがありますか。私も不敏にしてまだ聞いておられない。民間ではあります。たとえばダムの構成によります上流の気象変化あるいは湿度変化等によって、林産関係あるいは農産関係にどういう被害が起こるかという問題、あるいはダムによって下流の水が冷めたとて、そのために受ける農作上の被害について問題、これは吉岡金市博士の詳しい研究もあることは御承知かと思う。しかし少なくとも私も御承知しておる範囲内においては、農林省はあなたの方から正規に要求なり依頼なりを受けて、この問題と本格的に取り組んだことがないように承知しておる。それを、そういう事実をいいかげんにしておいて、あなたの方が電力会社や電力研究所から都合のいいような資料をとって、そうして官庁のいわゆる操作だけで、通産省と一応相談いたしましたなどというのではこの問題は解決しない。ですからあなたがさき一年以内に問題を解決すると言われたが、しかし私もこれは疑問を持っておる。何と言つても農業や林業その他に対する電力被害の正確な調査は、私も承知しておる限りにおいては、まだ官庁としてはできておらぬと思う。そのできておらぬ、基礎がはつきりしないものをみんなで相談して何を作り出すか。そこでもって、一番最後に勝つものは何かといえば、電力会社や電力研究所のいかげんなでたため調査が、結局優位を占めるにきまつておる。ですから、私がここでもう一度確かめておきたいのは、あなた方通産省として、そういう問題について企画庁を通ずるなり、あるいはあなたの方の役所直接なりが農林省に対して正規にそういう調査の要求なり、依頼なりをしたことがあるかどうか。またそれによって農林省の方はどの程度この問題と本気に取り組んで調査して、その結果が出ておるかどうか。今後これに対してどういうふうになつた方はやる気か。この三点をはつきりお答えを願いたい。

○小室政府委員 ただいまのことは、正式に調査を依頼したことはございせん。私もその研究している成果が得ました場合には、これは各省に正式に意見を聞くことは当然であります。ただいまのところそういう事実はございせん。

○中村(時)委員 それでは一点お聞きしておきます。あなたは今農林省やそういうところでもできる限り調査をして手入れをしておる、こう言っておられる。それはいつごろやりましたか。そしてどういうデータが出ておりますか。

○小室政府委員 事実補償問題は研究の対象が広範多岐にわたっており、私直接にいつどういふことといふことをたゞいま御答弁できませんけれども、今まで進行している状況については、農林省とかあるいは建設省とか、そういうところへ連絡もしておりますから、その際向こうから意見を聞いております。

○福田委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○福田委員長 速記を始めて。

○中村(時)委員 それでは委員長の言に従つて一応これで打ち切りますけれども、終わったのではないのですよ。

継続をするということなんです。そういう意味で保留をいたします。

○福田委員長 次に運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。田万廣文君。

○田万委員 一点、伺いたいと思ひます。今度のこの法案によりますと、本省の付属機関として自動車審議会を設けるといふことになっておりますが、私どものいろいろ調査した範囲内におきましては、運輸省並びに建設省、通産省、各省にいろいろな審議会ができておると存じております。これをこの際、経費の節約の点からいいますと、また最近自動車の増加によるところの事故防止の意味からいいますと、この各省にあるこれらの関係してある審議会というものを各省間で一つ総合して、有力な審議会を設置するという方針が一番適当であると思ひますのであります。この点に関する御答弁をまず願ひたいと思ひます。

○福田(篤)政府委員 ただいま御指摘の点であります。そういう御要望が最近非常に強くなつて参りました。従来総理府に昭和三十年に設置された交通安全事故防止対策本部というものがあつて、あるいは神風タクシーであるとか、あるいは駐車の問題、あるいは踏み切りの問題、いろいろ個々の問題をとり上げて交通安全の防止という点からやつてきたのであります。最近御指摘の通り、自動車数の増加も大へんなものであります。この本部だけではどうも機能が完全に發揮できない。ちょうど自動車交通の全般から見て、一つこの際各省の総力を結集し

て、抜本的にこの問題を処理すべきではないかということが私どもの中では問題になりました。実は約一カ月前からいろいろ案を練つておりました。一案を得ましたが、大体来月上旬から中旬ごろまでにはこの案を得て、今までの事故防止対策本部を發展解消して、もっと強力な総合的な交通安全事故あるいは交通行政といひますか、そういう広い立場からの問題に取り組む強力な組織にしたいといふ、今せっかく検討中であります。

○田万委員 なお、さらにお尋ねしたいことは、総合的に調査会を設置するという考えに御賛成をいただいたわけでありますが、その総合的調査会の中に含めるべき従来の審議会といふのは、どういふものを想定されておるのであります。お尋ねしたいと思ひます。

○福田(篤)政府委員 ほかの審議会との関係は、一応案を練りましてから一つ検討したいと思ひますが、たとえば先般雇用審議会が参りましたが、雇用審議会の席上でも、やはり交通問題が一つの大きなテーマになりました。そんな意味合いからほかの審議会とも相関連が出てくるのではないかと、そう考へております。

○田万委員 とにかく最近における自動車による事故、道路の整備、いろいろ問題は複雑になつておりますので、ぜひとも私も希望しておるような総合調査会を一日も早く設置されまして、安全の保障を一つはかつていただきたといふと、輸送の拡大、産業發展、道路の整備という関連したものに於いてよくお考えを願ひたい。なお私先ほどちょっと申し上げましたが、そ

れぞれ調査会には相当の費用がかつておると思ひますが、これを統合することによって大幅な経費の節約といふものを期待されると思ひます。これもぜひやつていただきたい。これは私いふやうな与党、野党全部の意見を代表しておると思ひます。長官においては特にその点をお含みをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。――御質疑がなければこれにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより本案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立総員。よつて本案は可決されました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、次のように決定いたしました。

橋樑運輸大臣。

○橋樑運輸大臣 運輸省設置法の一部を改正する法律案を、ただいま満場一致をもちまして御可決をいただきますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。この改正法律案が成立した

しました。昨におきましては、その効率的運用の万全を期する所存でありますので、そのことをお誓いしまして、厚く御礼申し上げます。

○福田委員長 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 建設省設置法の一部改正の内容の一つである公共用地取得制度調査会設置のことに関連をして質問いたしますが、建設省に質問を申し上げる前に委員長にちょっと御見解をお聞きしたいのです。この土地収用法というふうな法改正を目的としておる調査会の設置というふうな場合は、立法府から言いますと、その立法の審議を包括委任するような性格も考えられるのです。従いましてそういう法改正を目的として含んでおる調査会を設置する、そういう法案の改正については、どういう方向に改正をするかという点を提案者の方から明文をもって明らかにしなければ、ただ設置をするというだけで、賛成、反対はできないと思うのです。立法府の立場から言いましたならば、その方向を明らかにすることを条件としない、設置するということによってどういう法案が作られてくるかということは、完全に立法府の発言権がないというふうに思うのですが、審議の立場から委員長御見解を先にお伺いしたい。

見た場合と、収用を受ける立場から見ると、非常に意見が違つておるわけなのです。たとえば電力会社とか建設省とか、そういう仕事をしようという面から見ると、今の法律では少しなまぬる過ぎるという意見も少し多いのであります。と同時に、今度はその土地を取り上げられる立場から言つて、その利益が十分に調整されてないという意見も非常に強いのであります。実はこの問題は、自分のことを申し上げては失礼ですが、電源開発の問題は私もだいぶ研究したつもりなんです。そういう立場から言いますと、どうもそこそこ利害の対立が非常に強い。しかしそれかといつてこれを現行法でやつていかんというところになると、それは何とかやつてもらわなければ公益事業をうまくやれぬんじゃないか、こういう意見も相当あるわけなんです。そこでほんとうを言いますと、これは建設省か通産省から法改正案を直接出すかどうかという意見もあつて、政府内部でこれをまとめて、政府内部の意見だけでその法の改正案を出したらどうかという意見のあることも事実であります。ところがそれでは今あなたの御心配になつたように、法案が出てしまつて、それによつて土地を収用される方の立場の人の利益が十分に尊重されないおそれがある。だからその問題も含めて、どういうふうにしたら現行法制度をよくできるだろうかという研究をしてみてはどうか、こういう意味でこの法案を出しておられるのだと思つて、私は政府の弁明をするつもりではございませんけれども、この問題は農民とかあるいは漁民とか、その他そういう

関係者に非常に関係が深いから、非常に慎重な手続をとらなければいかぬという意味から言へば、これはこういう立法に関する調査会法案を作るといふ二段手続をしておるわけなんです。一回戦だけではなくて二回戦までやるというふうな慎重な手続をとつたということには、必ずしも立法府の審議権を無視するゆゑんではない。むしろ立法府の意思を十分に尊重すると同時に、国民の意思を極力尊重しなければならぬという意味から言へば、これも一つの方法ではないかと私は考へておる次第であります。

○山中(吾)委員 もう一つ委員長にお聞きしたいのですが、先ほど中村委員からの質問を聞いておりましたが、提案者は、公益事業の収用する権限について質問をした場合に、何か建設省の方に答弁をしてもらうという話があつたのですが、そういう関係から建設省設置法の一部改正というふうな場合には、現在の議会議長の立場から、法の取り扱いについては内閣委員会の専断になつておるようでありませうけれども、これは土地収用法の主管大臣の關係から何か矛盾を感じるものであります。私今までの慣行を知りませんが、建設関係においては建設委員が来て、ここで必ず審議に参加するような習慣がついておるのですか。

○福田委員長 お答えをいたします。非常に御謙遜というか、まじめな御質問なんで恐縮なんですけれども、御質問も、そういう場合には今まで連合審査というのをよくやっております。必要があれば建設委員会と内閣委員会、あるいは建設委員会と通産委員会とか、関連した委員会において連合審査

をやる場合がございます。また委員を差しかえまして、必要な方が出てきていたでして、そして十分に質問をしていただく。それだけで打ち切る場合もあります。いろいろそういうことはございますが、どちらの場合もそのときの事情によつてできるだけ皆さんの御趣旨が通るようになすべきだと思つております。

○山中(吾)委員 では、質問申し上げます。この調査会を設置する目的ですね。それから大体予想される調査の項目について、まず概略お聞きしたいと思います。

○大沢(雄)政府委員 この調査会の設置の大体の目的は、御案内の通り公共事業及び公益事業の増大に伴ひまして、これらの土地に必要な土地の取得が著しく増加をいたしておりますが、現状はその迅速、的確な取得が次第に困難となつております。そこで、地方公共団体も起業者もございまして、その他起業者側からの、土地収用につきましても少し迅速にこれを収用し、あるいは使用することができないものかどうかという要望が、非常に強まつて参つております。現状でございまして、しかしながら他面におきまして、申し上げるまでもなくこの土地収用という問題は、憲法二十九条で保障されております私権の保護に關します。例外的規定でございまして、私権の保護との調整をはかるということが大きな問題であるわけでございます。そこにおきましてこの調査会を設けまして、この土地収用法を改正すべきかどうか、また改正するといつたしますれば、どういふ点におきまして私権の保

護との調整ができるかどうか、その方途はどうであるか、さらにまた土地の収用ということに關連いたしまして、現在におきましては、単に補償だけではこの問題を解決することが困難でございます。同時に被収用者の生活再建等の問題が非常に重要なことになつて参つておりますので、そういう点につきましても十分審査を願ひまして、その結論を待ちまして、その意見を聞きまして、この問題についての主務省としての方向をきめたい、かような観点から、この調査会を設置いたします。よろしくご意見を申し上げます。

なお、調査会で取り上げまする項目等の詳細につきましては、計画局長からかつてよく御説明を申し上げたいと存する次第であります。

○關盛政府委員 お答え申し上げます。ただいま政務次官から、公共用地取得制度調査会におきまして設置の目的等につきましての御説明があつたのであります。土地収用法の改正の問題というところで要望されておる起業者の立場からの問題は、大体現行法にもあります。緊急使用に關する制度の一般からの限界いかんという問題であります。あるいは収用手続をいわれる迅速な用地の取得に關する問題に檢討する余地がないかどうか、なおその他収用委員会の組織、審議手続等に関する問題でございまして、しかしこれはただいまお話がありましたように、いわゆる収用によつて公共の利益の増進と私有財産との調整ということが、現行土地収用法にも明記せられております。これが根本的な問題であります。一般的に公共用地の取得ということ、国土の適正かつ合

理的な利用という問題とこの私有財産との調整の問題ということが、きわめて重要なわけがございますので、これは慎重に検討を要する問題と考えられまして、検討すべき問題の一つの重要項目だと考えておる次第でございます。

なお現行土地収用法は、補償につきましては金銭補償の方法を建前といたしております。従って高速道路でありまして、ダム建設に伴います結果といたしまして、用地等を提供することとなる人々が、いわゆる被補償者といまして、金銭補償の方法のみならず、他の生活再建に必要な施策、たとえば土地のかえ地の方法とかその他の方法によって、自後の生活再建策というものを同時に考えるべき問題が緊急に起こりつつあるであろうと思っております。こういう点につきましても総合的な対策を立てることを検討すべき事柄だと考えられるのでございます。

なお用地取得の全体的な計画の合理化ということが、土地収用法の問題以前といたしましては先行する公共用地取得の重要問題でございます。これら合理化につきましても検討する必要があるというところで目下考えておるわけでございますが、公共用地取得制度調査会が設置されたいとしますれば、建設省といたしましてはそのような問題点につきましても調査をお願いしなければならぬのではないかと考えております。

○山中(吉)委員 今御説明の中に、土地収用法に欠陥があるので、事業の進捗がおくれおるというふうな認識の上に立っておるよう聞かされたわけですから、起業者の方からの要望とい

うものが非常に大きい動機になって、土地収用法の改正をお考えになっておるように思いますが、この点事業の進捗が順調にいかないのは、土地収用法の方に欠陥があるとお考えの場合、その欠陥を具体的に、法に欠陥があるなら説明をしていただきたいと思います。その他に原因があるのではないかと、あるならそれを含んでお答えをお願いいたします。

○關盛政府委員 公共用地取得制度調査会の取り上げます問題点については、今申し上げたようなことで御了解をいただきたいのでございますが、建設省といたしまして、この制度調査会を設けましたゆえんのもの、公共用地の取得問題についての合理的な対策いかんという点を考えるわけでございまして、その一つの中には、現行の土地収用法についての改正の要望があるわけでございます。しかし結論的に申しましたのは、いわゆる公共用地の取得問題というものはたゞいまの御質問は、土地収用法がまずいから公共用地の取得がうまくいかぬのではないかと、このように認識に立ってございまして、先ほども申しましたように、土地収用法の改正のみではこの問題が解決できない。とにかく総合的な対策を立てなければ、公共用地の取得問題というものは合理化され、迅速化されない、こういうふうな考えです。従ってこの公共用地取得制度の調査会を設置するゆえんは、現行の土地収用法の運用上においても、まだまだ努力すれば解決するものがあるかと思

います。たとえば緊急使用の問題を一つかりにとらえてみますと、これは

現在の緊急使用というふうなものは、災害その他著しく公益に支障があるという場合にのみ、補償金の額の決定以前に使用権を取得する、六カ月間の暫定的なものではありませんけれども、そういう道があるわけでございます。そういうことを、もしかりに若干この道を一般化することになりますれば、どういふふうなことになるかというのを検討するといふわけでございまして、そういう意味におきましては、現行の土地収用法の制度に対する改正の要望という内容が、憲法の第二十九条の規定との関係においてどうだろうかという点を慎重に検討すべきだと考えております。従って現行の土地収用法の再検討という、大づかみに全般的にその土台を運用して結局どうなっているかといふふうなことも、いろいろ実績等によってそれがうまくいくということとを、どこにどういふ問題があるかという点ではなしに、新しい制度を作ることと一つの検討すべき事柄ではないかと思っております。これは非常に重要な問題でありますので、制度調査会で十分調査をしていただかなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○山中(吉)委員 はっきりと答弁をしていただきたいのです。土地収用法そのものに欠陥があるので、事業の進捗に支障を来しておるのかどうか、これをはっきり答弁されたいと思っております。まずそれを答えて下さい。

それと一つ、従って欠陥があるならばどこに欠陥があるのか、そういうことを私、当局の提案をする立場の人から聞かなければ、この調査会その

ものについての方向がわからない。私、最初に委員長に見解を聞いたのは、ある意味においては、調査会を設置することを認めることは、法改正の方向が大体決定されるということを含んでおるので、そちらの御意見によつて、この法案に賛意を表するかどうか、あるいは方向を付帯決議として明らかにして設置を認めるかということをはわれわれの責任だと思ふので、これを明らかにしていただきたい。それが一つと、それからそういう論議に根拠を持ちたいためにお聞きするので、公益事業、公共事業として認定した事業数と、収用法を適用して補償が裁定された数、従って、戦後公益事業として認定された事業に対する比率で、すね、どのくらいなのか、すなわち土地収用法はどの程度に活用されておるか、それをお聞きしたいのです。

○大沢(雄)政府委員 前段の御質問に對しましては私からお答え申し上げます。後段の質問につきましては事務当局からお答え申し上げます。従いまして、御案内の通りに土地収用法が昭和二十六年に全面的に改正されました、新憲法の精神に基づきまして私権の保護がはかられることに重点が置かれることとなりまして、いろいろと収用法の運用も御承知の通り整備されました、また補償に関しましては、御案内の通り当事者主義、弁論主義の原則が取り入れられております。その結果、土地収用法の適用に對する被収用者の理解も次第に得られておるよう私ども感じております。適用件数が年々増加を示しておりますが、実際問題

といたしまして、土地収用法を適用する場合に、被収用者の側から強い反對をいまだ受けておる事例が非常に多い実際の状況でございます。なお一方におきましては、起業者の側から申しますと、土地収用法の改正の結果、用地を収用するまでに相当の期間を要することになりましたために、起業者の立場からの要求もいたしましては、何とかと短期に収用の効果を、土地所有者の権利を保護しつつ確保することができないものであらうかと、こういう要望も非常に強い実情でございます。

〔委員長退席、岡崎委員長代理着席〕

主務省といたしましては、今土地収用法のどこに欠陥があつてどういふ状況になっておるといふことを考えておるわけではございませんが、今申し上げました通り、被収用者の側にも企業者の側にも非常に問題が多い。また現在公共事業、公益事業がそのために実施が促進されておらないという事実が非常に顕著になっております。従いましてこれらの問題点を審議をしていただきまして、改正すべきところがあるかないか、しかしながら私権の保護という重要な項目を、単に迅速ということのために犠牲にすることのできないことは言うを待ちませんので、問題点を究明してもらいまして、そうして今後のこの問題に対する方向をきめたい、かようなことでございまして、ただいまの御質問の趣旨は、主務省の考え方が今後の方向を決するといふお考えでございまして、今土地収用法にこういう欠陥がここにあるのでこうなつて

す。私はずっと読んでみますと、そのほかには欠点がない。そして二十六年から設定をされまして、まだ十年もたっていない。そして土地収用法の適用数が認定事業の五分の一にも達していない。そのときにまたこの土地収用法を事業家の立場から、事業を推進するためにという観点から、事業を修正しようとするならば、改悪になるのじゃないか。そして事業が進捗しないというの、今別な原因があるのじゃないかというのを私は思うのであります。その辺、ほんとうの腹の底を運営の立場に立つておる局長、ここではっきりお答えできませんか。

○關盛政府委員 土地収用法の改正という点については要望の問題点は、御披露申し上げました通りでございます。今回の公共用地の取得の調査会の設置をお願いいたしておりますのは、いわゆる公共用地の取得問題というの、総合的に解決すべき問題として取り上げなければならぬ。従ってこのように要望に關する土地収用法のプロパールの問題としての要望もありませんけれども、これはやはり公共用地というもののどういうふうに取り組んで、その対策を総合的に進めるかということの一端として考えるべきだというわれわれの態度でございます。従ってお話の出した収用法の補償の方式、これが金銭補償を建前としたしておりますこと、現実の用地あるいは宅地の値上がり等の關係から、合理的な解決もなかなか問題が諸所に起るおそれもある後ありますので、従って被補償者の生活再建対策あるいは用地取得の合理化の計画ということも一緒に、この公共用地の取得制度調査会の問題

として慎重に検討をせしめよう、こういうふうな考えでおるのでございませう。

○山中(吾)委員 もう少し具体的に聞きますが、事業を早く進めようという立場から、補償額が決定しない前に、起業側が事業を進めることができるという方向に改めようとするのは、私は絶対にいけないと思うので、住民の方からいって、補償額がきまっていらない法改正をすれば、再びこの土地収用法は収奪法になってくると思うのであります。その点についてはどういう今までの実績から考えて、そういう改正は必要があるかと思っておられるのか、その点はっきり局長に荷が重いなら、次官でけっこうですが、その点はっきりお答えをお願いします。

○大沢(維)政府委員 私は公益のため土地の収用、使用の点と、そうしてまた私有財産権の保護、この二つの調整をはかっております重要な土地収用法というものが完全に行きわたっておりまして、起業者の立場から申しますれば、その完全な収用制度があることによりまして、たとい公益事業、公共事業でありまして、十分に被収用者に對する補償なり、さらに進んでは生活の再建対策なりというものが講ぜられなければ、この収用、使用ができないのであるということが十分認識をされておられる。また被収用者側からは、たと憲法によって保障された私有財産権でありまして、公益のためにある場合におきましては、十分な補償を得なければならぬ。この両者が完全な土地収用制度の制定によりまして、そ

こに十分認識を徹底いたしまして、やはりこの法律があるがために、できれば収用という強制手段によらずに、お互いに納得をし、満足して、そうしてこの問題が解決されていくというところが、やはり一面においては願わしいのではないだろうか。この制度を完全にするといふことは、何もかもこの収用法にかけてやっていくことばかりではなくて、これは双方に納得のできる合理的な解決をはかっていく一つの保障の制度になる、かように考えておられるような次第でございまして、ただいまおあげになりましたいわゆる従来の緊急使用の拡大ということも、ただいまからいふようなことをすべきものでないかという点は、申すまでもないかと考えておる次第でございませう。

○田万委員 ちょっと関連して。山中さんがいろいろお尋ねになっておることに関連してお尋ねしたいのですが、現在の土地収用法で、一般の民間人の受ける印象というものは、一般の民間人の受ける印象というものは、中身はきいりすけれども、警察が好かぬのと同じように、土地収用というものはあまり好かぬ、きらいだからして、そこに強制が自然に行なわれてきておるといふのが実態なんです。次官は十分御存じであるかどうか知らぬけれども、それをさらに今考えておられるように補償の額が決定しない前に、公共の利益という名に隠れて、そうしてどんどん取り上げていくということになれば、今日の土地収用法でさえも脅威を感じておる国民が、どういふ印象を受けるかというのを私は非常に心配するわけですから、ここで局長なり次官なりが言っておられることは、きわめてきれいな

話です。理屈通りの話なんです。一足す一は二という話ばかりなんです。現実に末端における国民の土地収用法に對する気持ちというものは、あなたたちが考えているのとは天と地なんです。警察はこわくない、人権を守るところだと言われなくても、警察は悪いことをしない人でも好かぬのです。それと同じような不愉快なものが、土地収用法に對する国民の印象の中にある。それをさらに公共の利益のためにというきれいな言葉で包んで、オブラートに包んでこれを飲ませようというあなたたちの計画しておられることは、国民感情とは全く反対の法律案を提案しているように私は私に思う。この点に對して、国民の感情というものをあなたは実態調査したことがございませうか。次官答弁して下さい。

○大沢(維)政府委員 私もお考えの次第はよくわかります。私もそういう意味を心に置きましてお答えをいたしておるつもりでございます。従いましてただ何もかも収用法にかけて問題が解決されるようなことは望ましくないと、やはりこの制度を完璧にいたしまして、そうして納得して話し合いができて、そういうことが望ましい姿である、打ち立てていかねばならぬ。この問題に對する政策の方向である、私はかように考えておる次第であります。現在の土地収用法が全面的に新憲法の精神によって改正されたとは申し上げておられる。先ほども申し上げましたが、やはり実際は先ほども申し上げました通り、土地収用法の適用に對しては、被収用者の強い反対を非常に受けております。この事実が、やはり今お述べにいたしましたような国民感情を持つておられるということを示しておると

私は思います。願わくはそういう感情がなくなるようなりつばな収用制度がほしい、それをよくPRして徹底させたい、かように考えておる次第であります。

○田万委員 PRする前に、今国民感情というものは、現在の土地収用法というのに對して非常に不愉快なものを感じておるといふことを率直に認められたわけですね。私も本職は弁護士で、端くれでおる人間でございますが、いろいろ実態調査をやりまして、けれども、なるべく土地収用法を強権発動せずに、円満に話がついておるといふ多くのケースは、土地収用法でやられたならば、もっと補償額が下がるだろうという心配をして、強く主張すべき立場の補償される、買取される側の人が後退して、協議上調停に應じた価格で不満足ながら話をつけておるといふのが実際に多いのです。そういうことは次官はお認めになりますか。いかがです。土地収用法をなるべくかけないでやっておる協議上なるべく話をつけて、そういう場合が多かったということとを今までおっしゃっておったように私は思うのですが、いかがですか。局長でもけっこうです。

○關盛政府委員 先ほどの土地収用法の場合における被補償者が受ける補償金の額と任意買取の額との比較についての山中委員の御質問にも関連する御質問でございますが、これは土地収用法におきまして、一般の適用を受ける人たちの感覚の中には、何といつても自己の土地等を収用して一方的に最終的には所有権が起業者に帰属するわけでありまして、そこそこ問題であるということでございます。しかし

ながら公益のためにはやはり一定の土地が必要であるという場合には、緊急の国土保全に必要な事業の達成のためには、当該土地等は公益のために取得しないとこれまたいかならないのでありまして、従ってそういう意味から取られること自体が問題であるということにつきましては、これは土地収用の問題とあわせて公共用地取得の対策として、新たにこの補償以外の再建対策というものを考えていかなければ総合的な対策にならない、こういうふうにおかれれば思っております。土地収用法の手法によりまして起業者が土地を取得する、その結果被補償者が任意買収の場合よりも損をするということは、現在の法律の建前から見て参りますと、少なくとも第三者として、国からも独立であり、そういう機関が裁決をいたします限りにおきましては、正当な価格が保障せられておることとは確かでございます。

○山中(吉)委員 話が循環しておるのですが、実際問題として話し合いの方向に持っていくという努力、これは必ず行なわれておるわけですが、従って土地収用法の適用というものは、これはなるたけ少なくするという事実が出ておるわけなんです、この起業者の場合も、政府が直接行なう場合と電力会社が行なう場合と二つ考えを変えて見なければならぬと思うのですが、国の場合には常に予算に縛られておる。予算の額がきまつておるものですか、いわゆる正当なる補償という立場よりも、予算の範囲内ということであるから、実際に話し合いの中であるたけ安く予算の範囲内でやっていくという考えが役人

の中にある限り、そうしてできるだけ話し合いをしておるときには、収用法にかかると、しまいに収用法にかけるとおどかしながら交渉していくということになる。予算によって縛られておるから、従って話し合いによって予算の範囲内において起業者の可能性がある場合においては努力を払い、そうして末端においては補償額に予定された予算額が超過をしても、幽霊人夫をちょっと水増しをして、いい意味においてごまかすのだと思いますが、あるいはその他の費目の関係もある程度融通をきかして、セメントなんか要ったのを少し大きくするというように、補償額を融通をきかすようなことをしてやらざるを得ないようなことになっておるのですが、毎年度の予算に縛られておりますから……。

〔岡崎委員長代理退席、委員長着席〕
そうして最初話し合いに持っていくて、しかも一年、二年話し合いがつかないと、今度は伝家の宝刀で、そこまで聞かないのなら、今度は収用法にかけるといふような、昔の伝統的な日本の行政のあり方というものは否定できないと思うのです。それから民間の場合は、電源開発会社その他は起業者の補償額を出しても、計算をして有利であるということになると、いわゆる逆の意味において、正当の補償の何倍かのつり上げをしてきかめていく。そのために今度はそれを見なつた一般の住民は不当に要求するといふ姿の中に、お互いに卵と鶏の関係になって、事業の進捗は逆になっておる。土地収用法というものを一一般的に明る

いものにして、それに適用されるといふ行き方の方がずっと進むのじゃないか。土地収用法を改めて、補償額をきめない前に事業を進めるような起業者側からの要求にこたえて改悪をすれば、とんでもないことになると思ふのです。その点で逆に考えているのです。むしろ土地収用法を全面的に適用していけば、二カ月くらいで最後の確定ができる。話し合いは一年も二年もかかるというふうな結果も出ているのじゃないかと思ふので、その点の土地収用法の根本の考え方、思想を明らかにしていただかないと、調査会設置についての一部改正に私はどうも安心して賛成できない。それで聞きましておるのです。きょう何かいいまいにお答えされておるので同じことを聞くことになるのですが、次の機会まで十分お話しになってお答えいただくとよろしう、私は次にもう一回聞いてもよろしいのです。

○大沢(雄)政府委員 私はかように考へておるわけでございます。その趣旨から最初からお答えいたしておるから現在までの土地収用法に對します運用の仕方が、あるいはただいま山中先生、また諸先生がおっしゃいましたような、誤まつた運用の仕方がされておらなかつたというのではないということをおし上げる勇氣はございませうが、しかし今まで先ほどのお話しにも出ておりましたが、土地収用法が起業者の側からの伝家の宝刀であるかのような感じ、これは私は正しい土地収用の制度、りっぱな土地収用制度ができませんればそういう考え方はなくなる。その考え方は、同時にこれは被収用者の側からも伝家の宝刀でなけれ

ばならない。そうあつてこそ初めて私権の保護と、そしてまた公共用地使用の立場との調整ができる。現状は先ほど来申し上げております通り、被収用者側も非常にこの適用をおそれている。また起業者の側もできるだけ話し合いをつけて、そして収用法の適用をしないであらうというふうなことのために、非常におくれている面もあると思ふのでございませう。でありますから、とにかくどこかに欠陥がある。最も大きい欠陥の一つとしては、現状では直接土地収用法の問題ではないと思ひますが、先ほど来申し上げております通り被収用者の生活の再建等の問題、これが被収用者に対しては一番大きい脅威ということになっておるのではなからうか。従ひましてもっと完全な収用制度を作り上げたならば、私権もスムーズに保護されますし、公共事業の進展もはかれる、こういうことができるのではなからうか、こういう考え方に立つて私は考へておる次第でございます。

○山中(吉)委員 私は国土開発という大きい事業の場合については、科学的にここが一番いいところだということころは、どんなことがあつても変えるべきじゃないと思う。政治的に位置を動かすということがいけないのであつて、あらゆる角度から科学的に検討して、ここにダムを作るべきである、ここに何を作るべきであるということが決定したならば、これは遂行されるべきである。そうでなければいかぬと思ふのです。それを前提として、そのために憲法に保障された正当な補償を国の責任において考へるべきでありますから、そのとき話しの話し合いで、高

くなつたり低くなつたり、あるいは伝家の宝刀でおどかして、大きいダムのような集団の力を持つておるときには相当の力になるけれども、山間僻地の二、三戸の百姓さんの場合には非常にみじめな補償になる、そういうものをなくさなければならぬ。そういう場合については、公共事業と認定されれば全面的に土地収用法が適用されるといふ方向に持つていった方が、案外割り切つて解決されるのではないかと思ひます。この点、次官のお考えはだいぶ違ふように思ひますが、いかがでございますか。

○大沢(雄)政府委員 私はある点におきましては、よくお考えの次第はわかります。しかし何もかもこの収用法にかけてこの問題を解決していくということになりますと、現在の公共事業の進められております件数あるいは土地収用委員会の事務能力、いろいろの点から見まして、必ずしも早く公共事業を進捗を促すといふふうにはいかないのではないかと、こういうことを私はおそれております。その点についてはちよつと違ひますが、しかしこの制度を完璧にいたしまして、被収用者の立場から見しても、この収用法を適用するといふことがおどかしにならないような、こういう制度を作り上げるということになりますれば、かつて収用にかかるようなことなくして、合理的話し合いがついて、お互いに納得の上の問題が解決される、甘いかもしませんが、私にはどうしてもそういうふうに考えられる次第であります。

○山中(吉)委員 次官のは制度ではなくて、運営の問題だと思ふのです。そ

れで今までの行き方を考えると、やはり全面的に科学的な基礎に基づいた補償決定という考え方をとらなければ、解決しないのではないかと私は思う。今のようないきなり補償を拡大して、もつと明るくオープンに土地収用法が全面的に活用される方向に持っていくという限りはだめじゃないか、私もそういうふうに今の実情を見ますと思うのです。そうでない限りは、民間会社が起業の立場で事業の認定を受ける場合においては、個々の会社の計画の規模の大きさ、その他の関係によって不当に高い補償をつける、あるいは不当に力関係で安くするということは目に見えて明らかであると思う。そういう中から住民は十年前、あるいはある地域の場合と比較して、三分の一しか自分の補償はなかった、向こうは三倍あったというところから、あるいは国民には、絶えず正当な補償というよりも、とにかくできるだけ多くという競争意識しか上ってこない。これは次官の言うようなことは不可能だと思ふ。科学的に一つの公共事業の計画を立てて、それを必ずやらなければならぬという立場に立ったならば、私はだれでも信頼のできるような、科学的な基礎に基づいた補償がきまるような制度をとるような方法がいいと思ひます。それでこの点についていま一度お聞きしたいと思う。

その次は、土地収用法にかけた方が計画的に早くなるのではないかと私は思う。大體規定にかける手続というようなものゝ計算すると、これは百日から百日、百五十日なら百五十日でできるのです。何日できるかということ

はほとんど見通しがつくのです。話し合いというものは、中には三年も延び、それから二年で終わるもの、あるいは半年で終わるものもあるが、計画が立たない。それで国家的なこういう事業をする場合については、一年後までに補償額がきまり、そうして着手は何年後というふうなきつちり事業計画を立てていくというふうなことを考える場合には、むしろ常に一つの公正な立場の中に憲法の保障する正当な補償額を決定する機関が作らるべきではないかと思ふのです。その方が敏速にしかも正確にいくと思ふのですが、いかがですか。

○大沢(雄)政府委員 前段の問題でございまして、収用の手続につきましても、また補償その他の対策につきましても、今御趣旨に述べられました通り被収用者の立場から十分な保護、補償が得られますような制度を作りた、そういう念願のもとにいろいろ問題になっております点をあげまして、公正な第三者の十分慎重な審議をお願いしたい、これがこの提案の趣旨でございまして、御趣旨の通りと存する次第でございまして。

後段の問題につきましては、私は御趣旨がよくわかります。お話しになっておりますような土地収用法を作り上げた、このことについては同様でございまして、ただ一つのケースだけをとりまきますれば、確かに収用委員会にかかましてやりました方が、必要以上に申しまわりますか、いろいろな立場から協議を長引かせておるような現状よりは早く事業が進むと私は思ひます。しかしこれを全体の問題として見た場合に、いかに合理化され完全な

委員会でありましても、全部の件数をそれに一々かけてやるということになりますと、私は大へんな件数ではないかと思ふのであります。でありますから、完全な制度を求め、それを作る上、こういうものは同じでございまいことが起業者の立場から被収用者の立場からもよくわかりまして、お互いに無理は通らない、お互いに合理的な結果を得て協調するというか、妥協しなければならぬのだということにいたしました方が、私は全般の制度として見た場合に、事業の進捗も早くいき、補償される立場からも早く生活の転換その他ができるということになるのではないかと、かように考える次第でございまして。

○山中(吾)委員 次官がそういう考えでこの調査会を発足されるについて、私は、私は非常に危険を感じるもので、確かめないと賛成できないのでお聞きするのですが、先ほど局長からの話もありましたように、二十六年にこの法が発足して認定した事業は六百三十三件です。全部土地収用委員会にかけたって大したことはありせんよ。それでほんとうに人間というのは欲が出ますから、話し合いによって——しかも民間起業という性格をお考えにならないで、自分の計算によってたらぬ補償を多くやる会社もあります、これは無原則になることは起業の立場で明らかじゃないか。そうして多く補償を取れたものが今度は話し合いをしてさらに多く要求するというのが人間の心理ですから、公共事業というものを前提にする限りにおいては科学的な基礎に基づいた補償額というものをきめるべきだ。ことに現在農林省の補償の基準、建設省関係の補償の基準、通産省、逓信省、国も三筋、四筋ありまして、住民の正当な要求を越えたぜり合いの気分を作っておる。そして土地収用法に欠陥があるから、補償額を決定しない前に事業に着手することを多くするような、そんな考え方はとるべきでない。そういう考えがちょっとでもあつてこの調査会を進められるなら、私は賛成できないのです。いかがですか。

○福田委員 委員長から政府委員の方に一言申し上げてみたいと思ふのだ、私は今の発言はなかなかおもしろい一つの考え方だと思ふのです。従来はあまり公共性というのを主張して、むしろ民間の立場を非常に主張されておる。山中委員の質問は公共性というのをよく考えて、そして、明瞭に、通産省とか建設省とか、方々り方々ではなくしたらいいという考えは、なかなかおもしろい考えではないかと思ふので、そういう意見こそは調査会において当然取り上げられるべき問題の一つであると思ひます。だから政府委員はそこをよく理解して山中委員に答弁されたいと思ひますので、注意しておきます。

○大沢(雄)政府委員 ただいまの山中先生の御意見、まことにその通りであると思ひます。収用につきましても科学的な補償基準を定めまして、ことに現状のように各省まちまちであるというようなことは、まことに遺憾なことであると思つておる次第でございまして、

ので、こういう点はぜひやはこの制度の調査審議にあたりましては十分お願いをいたしまして、補償の点あるいは手続の点、合理的な、そして被収用者の保護に欠くところのないような基準等を作り上げていきたい、かような趣旨で私もこの調査会の設置を提案いたしておる次第でございまして。

○山中(吾)委員 今委員長のお話もあつたが、次官は同じ考えでお答えになつたと認めてよろしいですね。

○大沢(雄)政府委員 最初からそのつもりで答えております。

○山中(吾)委員 そこで補償についての思想を聞きたいのです。最近天災地変という原因によって災害を受けた者については、農業補償にしても、あるいは水害その他の場合、非常に手厚い補償があるので、それと比較して、国が国土開発のためにダムを建設する、道路を拡張する、その住民に対する補償に片手落ちな点があるのではないかと、天災地変に基づいた罹災者に対しては非常に厚く補償すべきであるという思想が一方にあって、公共事業のために犠牲になる人に対しては非常に補償を出し渋る思想がある。不思議でならないのです。そうして一方に、公共事業のためであるから文句を言うな、土地はただでも出すべきじゃないかという思想がどこかに流れておる。戦争で人殺しをした人に金醵勲章をやり、年金をやるくらいでしたら、この国土開発のために貢献をした住民に平和の戦士として年金をやり、金醵勲章をやるべきだと私は思ふ。そういう基本的な平和に対する思想が非常に封建的であるので、そういう思想をはき

りと切りかえて、建設省にしても、農林省の行政庁にしてもそういう思想に立って調査会を出発させるかどうか、これをはっきり私は確認をしたいのです。

○大沢(維)政府委員 たいだい御意見の通り、確かに従来までの考え方と申しますか、この点につきましては収用法改正前の、いわば旧憲法時代の考え方、公益のために私権というものは保護されなくても仕方がないというような考え方に基づいて、知らず知らずやはりそういうふうな誤った運営と

いいますか、そういうふうな傾きがな

いでもないのでないかということ

私もお感でございませう。しかしながら現在におきましては私権の保護と

ことが、御承知の通り憲法の二十九条で保障されております最も重要な国民の基本的権利でございませう。従いま

てこの間の調整ということがきわめて重大な問題であるわけではございませう、先ほどお話がございましたが、今

まで一般の公共事業につきまして予算等に縛られるということが、おのずから運営について土地収用の精神に沿

昭和三十五年四月二日印刷

昭和三十五年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

そういうことがいいと思います。しかし完全な制度ができまして、そうして委員会の裁決に付したと全く同じ保護が、お互いの納得のもとに裁決を求めないでも出るということが、私は理想ではないかと思ひまして、そういう観点から申し上げておるような次第でございまして、ただいまお話しした

ましたような精神でもとより私どもは考えております次第でございませう。

○山中(吉)委員 建設大臣以下建設省の思想が、私の申し上げる思想であるということをお認めしたいので、お聞きしておるのですが、大沢次官は知事

事とされたのですが、県庁の文書の習慣の中にも、公共事業の場合には敷地

まで寄付すべきであるという思想がずっとあるわけですが、そして学校を建

てる場合その他の場合に、寄付するとの文書は寄付採納願という形でや

る。また寄付するのに許可するという文書はまだ残っております。そうい

う行政運営の中に、土地収用法も住民から伝家の宝刀としておつかないものであり、そしてお上の事業であるからそれに対して文句は言えない。一方そのかわりに集団を組んで、この機会だ

開きして一応きようはそのまゝやめておきますが、その思想だけはつきりとお答ええいただきたい。

○大沢(維)政府委員 私全く同様な考

えで、たびたび申し上げておりますが、言葉が回りまわすことに自分

ももどかしく感ずる次第でございませうが、私どもも全く同様な考え方であり

ますことを重ねて申し上げます。

○久保田(豊)委員 当局に質問の能率

化をはかるために、資料を一つお願いしておきます。それは戦後における起

業者別の、いわゆる任意買収の場合も含めて、それから事業認定をしてや

い。たとえば私はせんだって県に問い合わせてみると、県ではちやんこ

いうものを作つてやつておる。これは法律にはありませんし、これを具体化

たものはどこにもある。従つて建設省関係あるいは運輸省関係あるいはその他、こ

ういうところにはみな具体的な基準があるはずですから、これを一つ参考資

料として出していただきたい。

これは大へんめんどうな資料要求で、今までの内閣委員会では、そういう

めんどうな資料要求はありませんでした。これは特に今後重大な問題にな

ろうと思ひますので、少なくとも建設省としても、こういう提案をされる以上は、その程度の資料整備くらいはさ

れて出されるのが当然であらうと思ひます。ぜひ一つ以上の資料を御提出願

いた。

○關盛政府委員 たいだいまの資料は非

常に膨大なものでございませうが、できるだけわれわれの手元で調製でき

るものを整えまして御提出申し上げたいと思ひます。

○福田委員 次会は明後三十一日午

前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

内閣委員會議録第十七号中正誤

ハ少段 行 誤 正

四五 元金額 全額

五四 元問題は 問題では

八一 末一借上が 値上がり

一二 五いうに いうふう

二一 四議性者 議性者

二五 七要求出 要求を出

二二 三影音 影響

二四 三政改 改革

ハ少段 行 誤 正

七一 三どう いろいろ

九五 九工業用材 工業用材